

## 令和7年度 中山間地域の振興に関するご意見ご要望への回答一覧

No.1	久重地域連携協議会(久礼野自治会) 概要: 市道一宮2号線の早期完成について	継続	(回答) 道路維持課	<p>この路線は、平成27年度意見交換会の要望により事業採択されて平成29年度から事業着手されています。現在では改良が進み拡幅により児童が車との接触の危険性が減ったことや舗装により通りやすくなったりなど、道路事情が徐々に良くなっていますことに感謝いたします。</p> <p>つきましては、毎年同じ内容になりますが、予算の増額による早期完成を要望いたします。</p> <p>併せて、7年度の予算額・工事時期・工事内容などについてお尋ねします。</p> <p>〇市道一宮2号線の拡幅整備につきましては、用地の提供など地元の皆さんに、ご協力いただき感謝申し上げます。</p> <p>〇本年度は、予算額約500万円で、昨年度整備済み箇所から東の約15m区間について、側溝、路側擁壁、アスファルト舗装の施工を予定しており、本年10月頃の着手に向けて準備を進めております。</p> <p>〇今後も、引き続き事業に必要な予算の確保に努めてまいります。</p>
No.2	久重地域連携協議会(久礼野自治会) 概要: 薊野坂の今年度の改修予定について	継続	(回答) 道路維持課	<p>市道一宮639号線(県道高知本山線の高知清風塗園付近から高知自動車道薺野橋下付近の区間)の市道拡幅工事を令和5年度に要望した結果、令和6年度に詳細測量及び工事方法の検討を行い、令和9年度の完成を目指すとの回答をいただき感謝しています。利用頻度の高い路線であり、行き違いがスムーズになれば高齢ドライバーも安心できるため、大いに期待しているところです。</p> <p>令和7年度は坂道の登り口を暗渠式の構造とし、8年度は坂道の中腹付近を改修するとのことでしたが、改めて令和7年度の施工予定(工事区間と工事時期など)と完成に向けた見通しについてお尋ねします。</p> <p>〇市道一宮639号線につきましては、工事を予定している2箇所のうち、高知自動車道薺野橋下付近の約L=65mの区間について、蓋付きの側溝改修による工事を発注し、すでに受注者との契約を済ませており、令和7年10月上旬の完成に向けて準備を行っております。工事期間中は、通行制限等を行うため、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。</p> <p>〇残りの1箇所につきましては、令和9年度の完成を目指し、事業に必要な予算の確保に努めてまいります。</p>

No.3	久重地域連携協議会	継続	(回答) 交通戦略課															
概要: 住民の移動手段を公共交通と福祉政策の視点で考える			<p>バス・タクシーの運転手不足や路線・サービス維持への課題に令和6年度も多大な分量の回答をいただいております。しかし、この一年を振り返っても久重地域のデマンドタクシー利用はその不便さから利用が芳しくありません。年々高齢化が進む本地域では「車に乗れんったらここでは暮らせん」という住民の声を喫緊の課題ととらえています。中山間地域の高齢者にとって1年1年がどれだけ貴重で大切か。ここ1年で、利用していたバスにも乗れなくなった高齢の方が何人もいます。「中山間地域の振興に関する意見」を市が傾聴くださるのは、地域社会の活性化・発展・魅力アップを意味する「振興」だけでなく、中山間地域の現状を住民の苦悩と重ねてしっかりと改善していくのが目的であることを切に願います。</p> <p>以下に参考事例として(久重地域と春野地区の比較)を挙げます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>久重地域</th> <th>春野地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線バス</td> <td>平日・土曜運行／日・祝日廃止。全線廃止。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デマンドタクシーの距離と時間(例)</td> <td>久重小学校～秦サンシャイン。7.4キロ、14分。</td> <td>春野町～瀬戸サニーマート。11.7キロ、18分。</td> </tr> <tr> <td>デマンドタクシー料金</td> <td>600円。</td> <td>300円。</td> </tr> <tr> <td>デマンドタクシーについての一部の声</td> <td>使い方が複雑でわからない。往復1,200円の交通費で買い物に行こうと思わん。金額が高い。お買い物対象だけでなく、学生の利用を視野に検討してほしい。</td> <td>利用しやすくリピーターが多い。パチンコ、喫茶店もよく利用する。廃止された路線バスの便数より地区によってはタクシーの便が増えている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記それぞれの運営が一律同条件でできないことは理解しますが、久重地域の利用希望の住民にとっては残念であり疑問を持たざるを得ない「差異」と思えます。</p> <p>私たちはこれまで「公共交通と福祉政策」の両面で意見を申し述べてきました。中山間地域住民の移動手段を維持することは、もはや社会福祉政策なのだと柔軟な地域共生社会の視点で政策を進めることが高知市の近い将来を考えるうえで大切ではないかと考えます。バス路線の代替をデマンドタクシーにするだけではなく、絶えず見直していく必要があります。そのため地域と担当者で定期的・計画的に協議を重ねていただきたく、これも今回の要望に加えておきたいと思います。</p>		久重地域	春野地区	路線バス	平日・土曜運行／日・祝日廃止。全線廃止。		デマンドタクシーの距離と時間(例)	久重小学校～秦サンシャイン。7.4キロ、14分。	春野町～瀬戸サニーマート。11.7キロ、18分。	デマンドタクシー料金	600円。	300円。	デマンドタクシーについての一部の声	使い方が複雑でわからない。往復1,200円の交通費で買い物に行こうと思わん。金額が高い。お買い物対象だけでなく、学生の利用を視野に検討してほしい。	利用しやすくリピーターが多い。パチンコ、喫茶店もよく利用する。廃止された路線バスの便数より地区によってはタクシーの便が増えている。
	久重地域	春野地区																
路線バス	平日・土曜運行／日・祝日廃止。全線廃止。																	
デマンドタクシーの距離と時間(例)	久重小学校～秦サンシャイン。7.4キロ、14分。	春野町～瀬戸サニーマート。11.7キロ、18分。																
デマンドタクシー料金	600円。	300円。																
デマンドタクシーについての一部の声	使い方が複雑でわからない。往復1,200円の交通費で買い物に行こうと思わん。金額が高い。お買い物対象だけでなく、学生の利用を視野に検討してほしい。	利用しやすくリピーターが多い。パチンコ、喫茶店もよく利用する。廃止された路線バスの便数より地区によってはタクシーの便が増えている。																
			<p>○デマンド型乗合タクシーは、主に市周辺部において、利用が少なく採算が見込めないことなどを理由に、廃止となった路線バスに代わる交通手段として導入してきましたが、久重地域におきましては、代替手段ではなく、公共交通サービスを向上させるため、既存のバス路線のダイヤに接続させる形で、平成30年10月に「区域型」でのデマンド型乗合タクシーを導入し、その後、令和4年10月には、日曜祝日の路線バス廃止に伴い、日曜・祝日については、中秦泉寺・前里便を新設し、路線を延伸したところです。</p> <p>○今回ご指摘のありました「春野地域との比較」についてですが、現在デマンドタクシーを導入している市内12地域においては、それぞれの地域特性を踏まえたうえで、地域住民と協議を重ねながら制度設計を行ってきたところであり、運行内容は、地域ごとに異なっている状況にございます。</p> <p>○例えば、久重地域は、導入のご要望をいただいた際に、地域の皆さまと協議し、ご自宅近くから乗り換えポイントである「小坂峠バス停」や「土佐山廈前バス停」等の乗降場まで運行する「区域型」とし、令和4年には、路線バスの廃止に伴い、日曜祝日のみ「サンシャインベルティス」等の乗降場まで運行区域を拡大し、現在、往復で最大12便(日曜祝日)を運行しています。</p> <p>○一方、春野地域は、導入当初は路線バスが廃止となった路線を運行する「路線型」としていましたが、地域の要望と、効率的な運行形態とするため、令和4年に春野地域の運行エリアを「区域型」に変更し、現在、往復で最大16便(瀬戸便)を運行しています。</p> <p>○また、運賃については、久重地域は、他のデマンドタクシー導入エリアを参考に地域内は200円と設定しておりますが、運行区域を拡大しました日祝の便につきましては、小坂峠からサンシャインまでの乗り換えも含めたバス路線の運賃を基準に600円に決定したところです。</p> <p>○春野地域におきましても、過去に運行していた路線バスの運賃を基準に、該当地域で平均的な金額になるよう300円に設定したところであり、同様に、他の地域につきましても、廃止となった路線バスの運賃等を踏まえて、デマンド型乗合タクシーの運賃を決定するとともに、できる限り分かりやすい運賃体系とするため、統一運賃を設定してきたところです。</p> <p>○そのため、他地域と比較した場合、また、同一地域内であっても運賃の割高、割安を感じられる状況もあろうかと思いますが、地域ごとに導入の経緯や運行状況等も異なっておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>○なお、ご要望いただきました、地域の皆さまとの協議につきましては、より利用しやすい公共交通としていくために非常に重要なことだと認識しております。今後、担当課から日程調整等をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>															

No.4	久重地域連携協議会 概要: 高知市訪問型サービスB事業について	継続	(回答) 基幹型地域包括支援センター	
	<p>高知市訪問型サービスB事業について、国の総合事業の趣旨・目的である「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる」ことができるよう「地域の実情に応じて、地域や個別に応じたオーダーメイド型サービスを創設する」という視点に立って、「高知市訪問型サービスB事業及び通所型サービスB事業費補助金交付要綱」(以下、「要綱」)及び「高知市訪問型及び通所型サービスB事業開始にあたって」(以下、「説明書」)について意見を申し上げます。</p> <p>1 要綱、説明書について</p> <p>事業の対象者について、要綱は「事業対象者」(第3条(1))、説明書では「地域に住む全ての方」(スタート編8ページ)となっています。地域では、久重型地域共生社会推進の立場から、事業対象者だけではなく全ての高齢者に対して総合事業の趣旨に沿った取り組みを進めており、要綱を「全ての住民(もしくは高齢、障がい者)」に改正するよう要望します。</p> <p>昨年度も、大きな財源が必要とされるものではないのでと要望ましたが、当時の橋本部長からは「事業が全市的に展開されると財源問題も出てくる」といった回答でした。高知市型地域共生社会実現の視点からは、地域の実情に合ったオーダーメイド型サービスを提供することこそ大切ではないかと考えます。再考をお願いします。</p> <p>2 要綱、説明書に明確になっていないことについて</p> <p>要綱、説明書は通所B事業主体に作られ、訪問B事業には馴染めないものや不明瞭な点が少なくないと感じています。</p> <p>① 訪問時に被支援者からいただく費用を補助金交付額から差し引くと説明されましたが、通所事業所利用料と同じ扱いにしなくてもいいと考えます。むしろ、地域の団体の自主財源として補助金では対応できない経費に充てるようにしてはどうでしょうか。</p> <p>② 利用者記録表(実践編37ページ)も通所B事業では必要かもしれません、それほど利用数の多くない訪問B事業では毎月提出はなじめませんので、提出不要にできないでしょうか。なお、被支援者の年齢を聞くとともに、同姓同名同年齢がいたらという理由のようですが、訪問B事業では現実的ではないので必要ないと考えます。</p> <p>③ 補助金の支出について、訪問活動には予測しなかった経費が生じる可能性が多々あります。予算運営の硬直化を防ぐため、消耗品費の上限5,000円／月の制限を外すとともに、基本額の上限10,000円／月についても翌月への持ち越し可能となるよう制限を外す方向で検討をお願いします。</p>	<p>1 要綱、説明書について</p> <p>○地域共生社会実現の視点は重要と考えておりますが、本補助金は、介護保険法に基づく地域支援事業交付金を財源として実施しており、本市の補助対象者の範囲は、国の地域支援事業実施要綱を基に設定しています。そのため、昨年度も説明をしましたが、本補助金は事業対象者に対する訪問実績に応じた基本額の補助や移動支援加算を計上することができるものとしています。一方で、事業対象者の利用があれば、その他の高齢者等が参加した場合でも、事業所の開設初期費用や賃借料等の基本額の一部補助に加え、事務作業や利用者のサービス調整を行うコーディネーターの配置加算を計上することができるようにしており、可能な限り柔軟な運用をしています。</p> <p>2 要綱、説明書に明確になっていないことについて</p> <p>① 被支援者が支払う費用の取扱いについて</p> <p>本補助金は、住民主体で訪問型サービスB事業が行われる経費の一部を補助することを目的としています。そのため、被支援者より費用の徴収があるものについては、徴収した額を収入として差し引いた上で補助金を交付する仕組みとしています。</p> <p>② 利用者記録表の提出及び年齢確認の必要性について</p> <p>本補助金における事業対象者の有無を確認するために、訪問型サービスB事業利用者の生年月日を記載した利用者記録表の提出を求めています。また、訪問型サービスB事業を利用した事業対象者数は国に報告しなければならないため、生年月日が記載された利用者記録表の提出は必要不可欠なものとなっています。</p> <p>③ 補助金の消耗品費の上限設定と翌月繰越について</p> <p>本補助金における消耗品費の上限と基本額の翌月繰越不可の設定については、継続的で適切な訪問型サービスB事業の実施と適正な補助事業とする観点から一定の制限を設けています。なお、補助金の上限額については、令和4年度までの本事業の実績から見て妥当と判断した額を設定しています。また、令和4年度までは事業対象者に対する訪問実績に応じてのみ補助していましたが、訪問型サービスB事業の事業者からの「利用者数に寄らず一定安定した額を補助してもらいたい」という声を踏まえ、消耗品費の上限や基本額の翌月繰越不可の設定は設けていますが、安定した事業所運営ができるように、令和5年度より賃借料等の基本額の一部補助に加え、コーディネーターの配置加算を計上することができるようになります。</p>		

No.5	久重自主防災連合会 概要: 久重地区指定避難所 久重小学校の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)について	継続	(回答) 学校教育課	
	<p>久重地区の指定避難所である久重小学校は高知県が土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定しており、その解除を何らかの対策を取っていただくよう昨年度の当意見交換会で要望しましたが、現実的に困難であるとの回答でした。</p> <p>そこで今回の要望は、久重小学校の子どもたちは日頃どのような訓練をしたらよいのか、被災時にどこに避難すればよいのか、イエローゾーンでどういった訓練をすべきか詳しく示してください、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>○避難場所については、災害対策基本法により、指定緊急避難場所への避難が基本とされていますが、久重小学校校区内には該当施設がなく、地域の実情を考慮したうえで久重小学校が避難場所となっています。</p> <p>○現在、久重小学校では毎学期ごとの避難訓練が実施されています。また、地域防災避難訓練では、高知市地域防災推進課や久重自主防災連合会と合同で避難所開設のための準備、簡易トイレの組立、避難者の誘導や受付訓練等が計画されています。</p> <p>○このように、関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難所開設等を行う実践的な避難訓練を実施することによって、地域全体の避難体制の充実を図り、児童や住民等が主体となって避難訓練を実施することが重要であると考えております。</p> <p>○教育委員会といたしましては、引き続き、高知市立学校と防災教育に係る情報を共有し合いながら、児童の安全管理に努めてまいります。</p>		

No.6	久重地域連携協議会 概要: 「準都市計画区域」の指定について	新規	(回答) 都市計画課	
2000年の都市計画法改正で創設された「準都市計画区域」は、都市計画区域外であっても将来の一体的な街づくりを視野に置いて乱開発を防ぐことを目的としています。高知県内での指定事例はありませんが、他の都道府県では自然豊かな郊外や田園風景が広がるエリア、高速道路のインターチェンジ周辺などが指定されています。 この準都市計画区域に指定されれば、原則として3,000平方メートル以上の開発行為に都道府県知事の許可が必要となるほか、建築物の新・増改築移転(増改築移転部分の床面積が10平方メートル超)も事前の建築確認が必要になるなど都市計画区域内と同様の規制が適用されます。 また、区域内では目的に応じて8通りの地域地区(用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区、緑地保全地域、緑化地域、伝統的建造物群保存地区)を定めることができるとされています。 将来的な都市化という観点からすれば、上下水道などのインフラ整備が困難な久重地域は該当にいくと捉えられるでしょうが、土佐山・鏡地域とともに県都の重要な水源域である久重地域を大きく「高知市域の風致・緑地保全エリア」と捉え、乱開発阻止へ規制の網をかけておくことは有意義かつ当該地域にとって死活的に重要なことと考えます。準都市計画区域の指定に詳細な都市計画を定める必要はないため、まずは指定による乱開発の抑止効果が期待できます。さらに、近い将来必ず発生する南海トラフ巨大地震による甚大な被災を念頭に置けば、復興期の市域再生に際して「森林共生型ゾーン」「里山近接型居住区」などと位置付け、人口流出の防波堤あるいは移住者の受け皿となるエリアと位置付けることも可能です。 久重地域内では人口減少・農業後継者難に伴う土地・山林の売却が進行しており、転用例の多くは廃棄物処分場や資材置き場など良好な里山環境と相容れないものが大半です。残念ながら「山はゴミ捨て場」というのが実態であり、これに巨大地震で大量に発生するがれきが持ち込まれてくるようなら、「豊かな里山を次世代につなぐ」という久重地域のまちづくり計画は完全に瓦解します。 準都市計画区域の指定権限は都道府県にあります、意見聴取の対象となる当該自治体としてまず久重地域の準都市計画区域(風致地区や緑地保全地域)指定を前向きに検討していただくことを要望します。	○準都市計画区域は、一定の開発行為、建築行為などが現に行われ、又は行われると見込まれるエリアを含む一定の区域であって、土地利用を整序せず放置しておくと、将来における一体の都市として整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について定めるものであり、具体的には、都市計画区域外の区域において、幹線道路の沿道や高速道路のインターチェンジ周辺などの交通の利便性が比較的高いエリアや、地形的にも開発が容易で大規模な集客施設等の立地の可能性が高いエリアなど、散発的な都市的土地区画整理事業が発生するおそれがある区域が対象になるものと認識しております。 ○このような制度のもと、久重地域のような中山間地域における自然的環境や地形的な条件、また、インフラ整備の状況などを鑑みますと、将来的にも新たな宅地開発が進むなど、積極的に都市的土地区画整理事業が図られることは想定されず、区域指定に関しての難易度は高いものと考えております。 ○仮に、準都市計画区域に指定されると、これまでにはなかった建築行為をはじめとする各種の新たな規制がかかり、地域住民の皆様への負担の増加につながるなどの課題も生じることになります。 ○なお、準都市計画区域の都市計画決定は、県が定めることとなっておりますことから、いただいている提言内容については県とも情報共有を図つてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。 ○また、参考となりますが、今年度から、市全域を規制対象とした盛土規制法の運用を開始しており、産業廃棄物を処分するための仮置き等を含む一定の造成行為については許可や届出が必要となっていることに加え、整備基準や罰則規定が大幅に強化されており、一定の抑制効果も期待されると考えておりますので、今後も当該地域における土地利用について、注視してまいりたいと考えております。			

No.7	緑ヶ丘団地町内会 概要: 防災井戸整備に係る補助金の創設について	新規	(回答) 地域防災推進課	
近年頻発する自然災害において井戸水は貴重な水源となり、市民生活を支える重要な役割を果たすことが再認識されております。過去の災害時において井戸が地域住民の生活用水を確保する上で重要な役割を果たした事例がございました。 しかしながら、現在は個人や団体が災害に備えて井戸を新たに整備、または既存の井戸を改修するための有效的な補助金制度が存在しないため、その整備が進んでいないのが現状です。災害時における水源の確保という観点から、この状況は喫緊の課題であると考えます。 つきましては、町内会が井戸の整備(新規掘削、改修、維持管理を含む)に対する補助金制度の創設を切に要望いたします。 下記の点について明確な回答をお願いいたします。 1. 井戸整備に係る補助金制度創設の可否と、その判断に至った具体的な理由 2. 補助金制度を創設する場合、その具体的な内容(補助対象、補助金額、申請要件等)と実施予定期間 3. 補助金制度を創設しない場合、災害時における地域住民への井戸水の活用に関する具体的な支援策 4. 本件に関する今後の検討スケジュール	○本市では、災害時の生活用水確保のため、市民等が所有し管理する井戸のうち申出があったものについて、災害時に使用可能な井戸として登録する災害用協力井戸制度の運用を平成25年度から行っております。 ○現在、この災害用協力井戸につきましては、110箇所の登録を行っており、申請者から承諾を得たもののうち、水質基準が適合した49箇所について地域防災推進課のホームページにおいて所在地等の公表を行っております。(未公開箇所については、登録時に地域の自主防災組織へ通知を行っております。) ○災害用協力井戸の登録または登録を受ける予定のあるものに対しましては、井戸の掘削工事に係る経費については補助対象外となります。井戸用ポンプの購入及びその設置工事、修繕等に係る経費を自主防災組織からの申請を要件としまして補助対象としております。 ○また、本年7月に新設しました「高知市民間事業者防災資機材等整備費補助金」の中で、法人が井戸を設置する場合、災害用協力井戸制度と補助対象要件は同じとなります。地域での活用を前提に、法人に対して補助を行うこととしております。 ○令和6年の能登半島地震の経験を踏まえ、国の方で、令和7年3月に策定した「災害時地下水利用ガイドライン」の中でも、地域の住民や企業が所有する既設井戸や湧水の活用等が示されていることから、現在、本市が進めています災害用協力井戸制度の周知も図りながら、久重地区も含め市全体の災害用協力井戸の登録数の増加に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。			

No.8	緑ヶ丘団地町内会	継続	(回答) 土佐山地域振興課、水道整備課、管路管理課
概要:	緑ヶ丘団地専用水道の市への移管について		<p>これまで緑ヶ丘団地専用水道組合は貴市及び県の水道施設管理関係補助金を活用してまいりましたが、度重なる改修工事により自主財源の枯渇が深刻であり、老朽化も著しく水道施設の更新が今以上に実施できない状況にあります。これまで市への移管要望を重ねてきましたが、費用が莫大であるといった理由でその願いは未だ叶えられておりません。</p> <p>しかしながら、安全で安定した水の供給は住民の健康で文化的な生活を送る上で不可欠な基盤です。老朽化した専用水道はいつ「断水」という深刻な事態を引き起こすかわからない危険性をはらんでおり、住民は常に不安を抱えながら生活しております。また、適切な水質管理や災害時の対応など、自治会運営だけでは限界を迎えているのも事実です。</p> <p>については、下記の事項に再度お答え願いたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市による水道施設引き取りの可否と、その判断に至った具体的な理由</li> <li>2. 市が水道施設を引き取らない場合、住民が安心して生活できる代替案</li> <li>3. 具体的な対応策の検討開始時期と完了予定時期(上記1、2いずれの場合でもそれぞれ)</li> <li>4. 本件に関する今後の具体的な協議スケジュール</li> </ol> <p>私たち関係住民は、市民の生命と財産を守るという自治体の責務において市が早急に具体的な解決策を示してくださることを切に願っております。何卒前向きな検討をお願いします。</p> <p>○1. 水道事業は、お客さまにご負担いただく料金収入を原資として、独立採算制の原則に基づき運営を行っており、給水区域の拡張整備、及び維持管理費など、多額の費用負担を伴う既存施設の水道事業への引き取りは、困難と考えております。</p> <p>○2. 中山間地域の飲料水の確保につきましては、住民の皆様の暮らしに直結する重要課題であると認識しております。地元で水道組合等を組織しておられます地域の皆様が、飲料水供給施設を適切に維持・管理していくよう、施設の更新や改修等への支援を継続してまいりたいと思います。</p> <p>○令和7年度からは渇水期における飲料水運搬に関する補助については、補助対象条件であった「3戸以上の地域住民」の制限をなくすとともに書類作成と給水を同時にできるよう制度を変更しました。</p> <p>また、昨年度、水質検査費用への補助制度の適用についてご意見をいたしております。現在、他の補助対象地域を含め、ニーズ調査を行い、検討しております。</p> <p>○令和4年度より高知県の生活用水確保支援事業補助金に係る積算方法が変更となり、高知県の補助額が実質減額となったことに伴い、高知市と地元住民の皆様の負担割合が増加しております。また、現在の高知県の要綱では、1事業あたりの補助総額が3,000万円に達した際は、申請を受け付けることができなくなっております。引き続き高知県に対して地域の負担軽減と、安定した飲料水の確保に向けて、「中山間地域生活支援総合補助制度」の継続はもとより、補助率を復元するよう働きかけるとともに、今後も、飲料水供給施設の管理者に対して聞き取りやニーズ調査を進め、負担軽減につながる支援策の検討を行ってまいります。</p>